

事務連絡
令和2年1月30日

国家戦略特区自治体担当者あて

内閣府地方創生推進事務局

遠隔服薬指導について（お知らせ）
（国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業関係）

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第20条の5に規定する国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業（以下「遠隔服薬指導」という。）において、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者（以下「利用者」という。）への薬剤到着後の確認について、また、スマホやタブレットの操作が困難な利用者に対する支援体制について、厚生労働省より下記の見解が示されましたので、お知らせしますとともに、貴特区内の関係者に対し周知頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- 薬剤到着後の確認について、「疑義解釈資料の送付について（その19）（令和元年12月26日厚生労働省事務連絡）」において示された、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成26年厚生労働省令第33号）第三十一条第一号又は第二号に該当する遠隔服薬指導を行ったときの薬剤服用歴管理指導料の診療報酬算定要件「②患者の手元に薬剤が届いた後にも、改めて必要な確認を行うこと」については、必要な確認を行う手段として、テレビ電話でなければならないものではない。
- スマホやタブレットの操作が困難な利用者に対する支援体制について、スマホやタブレットなどの操作が困難な利用者においては、薬局開設者及び薬剤師がその責任における判断に基づき、（独居又は老々介護中の）高齢者宅を訪問する機会を要する立場の方々（訪問看護師・介護士・ヘルパー・民生委員等）が操作の補助を行うことが可能である。また、この場合においても、薬剤服用歴管理指導料の算定は可能である。なお、これらの方々によるサポートの際は、患者の個人情報保護に留意されたい。